

提 言 書

2004年1月26日

社会保障審議会介護保険部会委員

NPO 法人湘南ふくしネットワークオンブズマン

理事 小川 泰子

社会保障審議会介護保険部会も論点整理が多少進み、利用者主体に制度のあり方、サービス提供のあり方を現場にある実態を把握し議論する段階にきました。

さらには厚生労働省内に介護保険制度改革本部が設置され、法制度改正の検討も本格的に各論の事務局作業が始まるものと思います。

この制度が決して国民に約束したことを裏切ることがないように、また期待されていること出来る限り応えられる保険制度になるように委員としてさらに積極的に取り組みたいと考えます。本日ここに4つの論点で提言いたします。

1. 介護支援専門員に関する提言

本日第8回委員会に、以前よりお約束していました神奈川でのケアマネジャーの実態調査報告書を入手しましたので配布提示いたします。さらに、東京都が行った同様のアンケート調査結果も入手いたしました。この2つの調査から大都市首都圏の介護支援専門員の現状と課題及び利用者のサービス利用実態が見えてきます。そこで以下の7つを提言します。

- (1) 基準担当件数は40人程度とすること。
- (2) 居宅介護支援費は1ヶ月あたり1500単位以上とし、事業として自立できる条件整備をはかる。
- (3) 居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員の資格者を有すること。
- (4) 運営基準の見直しを行い、業務範囲を明確化、事務作業の効率化をはかる。
- (5) 介護支援専門員を国家資格とし、その専門性を確立し職種として社会的地位づけを高める。
- (6) また、居宅介護支援費を介護保険を財源とすることで市場の競争原理が働いているが、公平・中立を担保することが求められているこのサービスが倫理観をもって利用者本位のケアマネジメントをするには、財源が保険料でいいのか議論する。
- (7) 減算する消極的評価で業務管理するのではなく、ポジティブ評価することで介護支援専門員のモチベーションを高める。

2. 「施設」から「住まい」としての機能整備をはかる。

3種類の施設サービスの機能を見直すと同時に、「住まい」の視点から特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム等のあり方を見直しその機能、役割を明確にすること。さらに、コストの高い「施設建設」を整備することを控え、すでに地域にある社会資源の活用をはかれるように支援策をつくる。

3. 保険者である市町村への権限委譲を積極的に行う。

介護保険は利用者本位に機能することが基本であり、それゆえ権利擁護の実現と本人の決定権を守ることは当然です。それゆえ全国一律では無駄や無理が生じます。それぞれの保険者である市町村の実態に合わせた制度運用でなければ、利用者本位は難しくなります。この制度は地方分権推進と成年後見制度と同時に運用されなければ、介護保険の基本理念の実現は図れません。保険者の権限を拡大し、地域性を尊重し、利用者のための保険として機能することを強く求めます。

4. 財源問題の対策は、サービス切り捨てではなく福祉システム全体の見直しから財源確保の検討を。

介護保険の財源問題は当委員会でも常に問題にされ、その解決は対象利用者切り捨て、サービスメニューの縮小の方向にあることに危機感を感じます。日本の福祉が措置から契約に変わったことは、単に介護保険内だけの問題ではなく、福祉施策つまり福祉構造全体を見直すことが必須です。

そこで、この間作ってきた国、都道府県、市町村町にある福祉システムに無駄や機能不全になっている組織はないか全面的に検証することを求めます。

例えば、社会福祉協議会、福祉公社等。これまで果たしてきた役割と現状そして将来にむけでの展望はあるのか、その必要性、あり方の協議は避けられません。

介護保険財源だけの配分をいくら検討してもこの保険が目指すものは実現できないのではないかと考えます。

以上